

平成 29 年度 第 13 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成 30 年 2 月 7 日 (水) 午後 6 時から午後 7 時 10 分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
3 出席者	(委員 23 名) 市川会長、内藤会長代理、井上委員、岩月委員、岩橋委員、腰高委員、斎藤委員、嶋村委員、高原委員、堀木委員、本多委員、室地委員、長谷川委員、矢形委員、西村委員、山下委員、中村 (哲) 委員、中迫委員、大嶺委員、今村委員、中村 (紀) 委員、山添委員、松川委員 (区幹事 5 名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長 ほか事務局 3 名
4 傍聴者	3 名
5 議 題	(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ①第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) に寄せられた意見と区 の考え方について ②第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案) について (2) その他 ①練馬の介護保険状況について
6 資 料	1 次 第 2 委員名簿および座席表 3 資料 1 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) に寄せられた意見 と区の考え方について 4 資料 2 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案) について 5 資料 3 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案) 6 資料 4 練馬の介護保険状況について (平成 29 年 12 月分)
7 事務局	練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただいまより第 13 回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

委員の出席状況、傍聴者および配布資料の確認を事務局よりお願いしたい。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

練馬区社会福祉事業団からの委員に変更があったため、ご挨拶願いたい。

(委員)

常務理事の勝又が退任し、理事長の私が出席することになった。

よろしくお願いたします。

(会長)

案件（１）①素案に寄せられた意見と区の考え方について、関連する案件、計画案とあわせて、高齢社会対策課長、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料 1、2、3 の説明】

(会長)

続いて、介護保険課長から、介護保険料についてご説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料 3 の説明】

(会長)

介護保険料のもととなる額が上がったという基本的な理由は、受給者が増え、その結果、介護サービスの利用が増えていく、認知症の方も増えていくという想定のもと、126 頁に記載ある手順を見ながら算定していったという理解でよいか。

(介護保険課長)

資料 1 126 頁の手順を参照いただきたい。

①番、練馬区の人口推計に基づき第 1 号被保険者数を推計した上で、要介護認定者数を②番で推計する。

③番で「介護給付費等の算出」をしており、さまざまな施策等の総計を推計しながら計算するものである。これについては、練馬区での施策に基づいた介護サービスの充実、サービス基盤の整備も含まれているものである。例えば特別養護老人ホームの整備や地域密着型サービスの整備もこの中に含め、これによる介護サービス利用の給付増も見込んだ上での計算である。

また、これに伴い、今回 22%から 23%になる被保険者の負担割合増の部分、また介護報酬の改定、また介護職員の処遇改善の見込み等についても増要素として入っている。

また、増要素だけではなく、10 段階以上の方々からよりご負担を頂戴するという方向は基準額を下げる方向に要素として働き、また先ほど高齢社会対策課長からご説明申し上げた基金の活用、12 億円の活用ということによっても保険料を引き下げる要素となる。

もとより利用者の自然増による給付量の増がかなり大きな割合を占めており、負担割合も大きくなっている。

(高齢施策担当部長)

今回の保険料増の要因として、給付が増えるということと、制度改正によるものが大体半々程度影響している。第 6 期の時点では第 1 号被保険者の保険料の負担割合は 22%だったが、第 7 期では 23%になり、平成 37 年には 25%になるということで、これだけで保険料が 300 円程度上がることになる。

ただ、128 頁の下部に記載があるが、3 年前に計画策定をした際の推計は 7,050 円であったため、そこから見ると、現在、認定率が大体 0.9%ほど推計より下がっている。今後も保険料の上昇は避けられないが、今後の取組によってさらなる将来に向けての上昇抑制を図っていきたい。

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

資料 1 12 頁 43 番についてである。

当該質問者は、第 6 期と第 7 期とで何が違うのかという部分が分からなかったのではないかと推測する。新しく行う事業については別書きにする、索引をつける等、工夫があれば良いと思う。

(高齢社会対策課長)

素案の段階では、施策ごとの最後に、例えば施策 2 のところだと、66 頁に「主な取組事業」を表で掲載し、事業名の上に「新規」や「充実」と記載している。

ただ、これは施策ごとに分かれており、確かに一覧性という意味では若干劣ると考えている。

今回案から新たに記載を追加したもので、131 頁から、計画に関連する事業を関連するもの全て網羅する形で一覧にて記載している。そこでは新規事業に星マークをつけ、アクションプランに位置づけているものは二重丸をつけている。これを見ていただくと、施策ごとの新規事業や、アクションプランに位置づけているもの、何もついていないものは継続して行うものであることが分かるようになっていく。これを活用し、区として何を新規でやっていくのかについて、区民の皆様にお示ししていきたい。

また、計画策定後には、概要版を作成することになっており、そこでは主に新規の事業や特に力を入れていく事業がわかるように記載し、区民の皆様にご周知していきたい。

(会長)

どこに何が記載されているかが端的に分かるようなものを出すと良いと思う。

(委員)

資料 1 についてである。

パブリックコメント全体を見ていて感じることであるが、今の意見のように計画として見やすさを求めることも重要であると思うが、その後の周知活動が重要であると思う。区民がどこに、どのような情報があるのかが分からないということが一つの障害になっており、パブリックコメントの中でも従来行っている施策について質問をされているものが多いように感じる。

このため、実際に施策を実行していく段階でどのように区民に知らせるかが非常に重要になってくと思う。情報を取りにいかないといけないのではなく、特に高齢者においては、情報が分かりやすい形で目に見える形として工夫していただきたい。

(高齢社会対策課長)

計画、事業の実施をするにあたり、区民が区の実組について知っていただくことは大変重要なことであると考えている。

概要版にて、特に新しい取組や区が力を入れている施策についてアピールをしていこうと考えている。

また、区報を初めとするさまざまな広報物等もある。計画策定後には区報で、新たな取組などを周知していく予定である。このような媒体を通じ、わかりやすく区民に伝えていきたい。

来年度から高齢者相談センター（地域包括支援センター）でも、実際にひとり暮らしの方を訪問する事業等を全所で行っていくが、このような活動を通じて、区の行っているサービスや取組について、本当に支援が必要な方に知っていただき、必要な支援につなげていきたい。

(介護保険課長)

介護保険の運営は、区民が一番サービスの受け手であるが、サービスの担い手である事業者にも区の実組を従前にお見知りおきいただき、協力を得ながら、区と両輪で介護保険サービスの質の向上を図っていききたいと考えている。事業者と接する機会の中で個別の実地指導ないしは集団指導あるいは情報提供の機会を捉まえ、第7期の趣旨を伝えていききたいと考えている。

(委員)

例えば概要版を居宅介護支援事業所に配付する等あっても良いかと思う。

(会長)

計画が読みにくいというのがある。計画を読めばポイントは分かるが、むしろ重要なことは、サービスがどのように必要な方に届くかということである。そのための根拠であるため、必要な方に必要な情報が届くようにしていただきたいという意見であり、これを具体化していただきたい。

また、高齢者等から質問があった際に、地域包括支援センター等が説明できるようにお願いしておくということも大事かと思う。計画は単なる計画であるが、それがどのように実施されているかが一番大事である。そこで、今後、PDCA、プランを立て、実施し、チェックする機能があり、さらにアクションがあるという循環が始まると思うため、それをご理解いただければと思う。

(委員)

積極的に区民に周知を図ることと、具体的な行動、活動をしっかりとフィードバックしながらチェックしていくというのが必要であると思う。特に地域包括支援センターの運営体制については、体制が見直され、25か所となるが、これを機会にもう少し掘り下げた地域との接点を大きく増やしていくことが必要かと思う。今まで小さな点であるものを面にしていくということと、改めて地域包括支援センターの活動を見直すことが必要かと思う。個人的には、ひとり暮らし高齢者等への訪問支援事業については、さらに具体的な接点を持ち、一回、半期に一回というのではなく、もう少し頻度を高く接していただくと良いかと思う。

131頁 第6章で施策と事業一覧があるが、このモニタリングシステム、モニタリングのタイミングのロードマップを作成し、具体的な進行状況の確認と効果および反省点の確認をしっかりと実施していくことが一層必要になるかと思う。

(高齢者支援課長)

地域包括支援センターの役割は非常に重要であり、まさにそこが強化をしていきたい点である。

今回、強化の中で一つの目玉となるのが訪問支援事業である。これについては、専門職を増員して訪問をしていくが、支援が必要な方については、区民ボランティア等の力も借りて、定期訪問につなげていくということで、今年度はモデル事業も始めたところである。このモデル事業の実績を踏まえ、来年度は25か所で、特にひとり暮らしの方で、地域の方が閉じこりや孤立しがちにならないように取組みを進めていく。

特に地域包括支援センターのこのような活動については、地域包括支援センター運営協議会にて、当該活動の振り返りや事業評価を行っていく。公平、公正にしっかりと検証していきたい。

(高齢社会対策課長)

事業のモニタリングについては、例えばアクションプランなどは当然毎年度チェックしたうえで公表するし、それ以外の事業についても、庁内の検討委員会や、本運営協議会にも進捗を報告する。そこで課題等を共有したうえで、色々ご意見をいただきながら計画を達成していきたい。

(会長)

総合事業は難しい。

また、地域包括ケアについても、地域包括支援センターにだけ丸投げしても取り組みは進まない。地域という連携があり、そこに地域包括支援センターがあり、それを地域でバックアップする仕組みがとても大事である。今後、地域性の議論が必要になってくることになり、丁寧に抽出していただきたい。地域包括支援センターでは事業が多分にあるため、それを支える仕組みを構築していただきたい。その場合には、住民もかかわってくるが、住民のかかわりについては、社会福祉協議会や他機関とも連携していただきたい。パワーアップカレッジ等々あり、卒業生が地域にたくさんいるため、連携しながら進めていくというソフトランディングを検討いただきたい。

(委員)

周知の問題についてである。地域のお年寄り世代で、これから介護サービス等を利用していこうという区民にとって、どこに相談すればサービスを受けるまでに至るのか、という入り口がわからないのではないかと思う。

一案であるが、郵便局の窓口等で地域包括支援センターにつなぐというものはどうか。郵便局の窓口や銀行などの年金を受け取る窓口、医療機関、コンビニエンスストア、商店街等で高齢者の方が話し込んでいる光景を良く見かける。このようなところで「地域包括支援センターに相談してみれば」等の声をかけられれば周知できると思うが、どうか。

(高齢施策担当部長)

今のご指摘は大変重要だと思っている。施策や事業が多様化し、サービスも増える中、高齢者一人一人に各事業のPRは進めていくものの、なかなかご理解いただけないところである。特にPRしなければいけないのは地域包括支援センターのことであると認識している。

地域包括支援センターへのつながりを地域でいかに広げるかについて、これについては今もコンビニエンスストア等との連携も検討中であるが、町会や商店会等、これまでも連携していただいていた方に加え、これからさらに連携を広げていきたいと思う。

地域包括ケアシステムは、サービス提供体制を整えること、連携を進めることの双方が鍵になる、これからは特にその連携にこれまで以上に力を入れていきたいと思う。

(委員)

1点意見である。

練馬区では現在、区に200人いる主任介護支援専門員のより一層の連携アップを図っていただいております。それに応えるべく我々主任介護支援専門員も研修あるいは実践の場で力をつけている。そのため、ケアプラン点検を主任介護支援専門員と連携して行う体制として、今力をつけつつある主任介護支援専門員の活躍の場がより一層広がることが期待されている。

資料1 86頁 「ケアプラン点検」の箇所では、地域包括支援センターの主任介護支援専門員だけではなく、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員もその一員と読み取れるが、その際、質の向上ガイドラインによると、準備あるいは実際の面談、その後のフォローアップを含め、かなりの労力を要することになる。その負担も鑑みながら、例えば報酬を含めて協議の場について、今後取組目標、実施内容の中で検討されていくと思う。

介護保険課長から、事業者と保険者が連携していくことを今後考えていきたいとあったが、練馬区には主任介護支援専門員協議会もあるため、当該団体とも連携を図りながら、区民のために質の向上に努め、ケアマネジャーとしても頑張っていきたいと思う。

(委員)

特別養護老人ホームに関して、1点意見である。

西多摩地域の特別養護老人ホームでは、施設入所者が少ないという現状があると聞いた。その一方で、練馬区や杉並区等では施設が足りないといわれている。資料1 80頁に「東京都が進めている、複数の区市町村が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備について、その動向を注視し、活用の検討を進めます」とあるが、東京都下の一部地域では施設数が充足し、空きがあり、別の地域では施設が不足し、待機者が多くいるという現状がある。

箱物をつくれれば、維持費が必要で、団塊の世代の介護需要が終わればその後どうするのかということも当然、想定しなければならない。このため、第8期になるのかもしれないが、このような地域間による格差是正のためにも、複数の区市町村が共同で利用できる等の何らかの連携をすることを検討してはどうか。現に西多摩地区では「西多摩特養ガイド」に代表されるように、60か所の特別養護老人ホームが連携して取組みを進めている。

(会長)

現在、特別養護老人ホームの入所については、練馬区民でなくとも入所できるようになっており、区民の意見としては、例えば西東京市の特別養護老人ホームへ入所したい等の意見もある。

このような制度の動きもあるため、複数の区市町村で共同利用する等の検討をしてはどうかという意見である。

(委員)

区民へのサービス等の周知どのようにして届けるかという話をされていたと思うが、第6期の検討の際も、計画の周知については検討をしたかと思う。今回、地域包括支援センターの体制が30年4月から変わるため、なおさら区全体として周知が大変であるかと思う。

この点に鑑み、第6期の検討の際は、どのようなところにサービス、情報が行き届かなくて困ったのか。それら問題点を検討したうえで、新たに第7期で何らか改善するための策等あれば、ご紹介いただきたい。

(高齢者支援課長)

第6期計画と違う点として、今回は、ひとり暮らし高齢者が増えていくことや、認知症高齢者が増えていくという背景をもとに計画をまとめているものである。このような観点でまとめた施策を区民にお届けするために、今回行う地域包括支援センターの見直しが大きなポイントとなっている。区報等、区の媒体を活用した周知はもとより、個別訪問等も行うため、必要な資源について、どのような介護サービス等があるかについて直接お届けできる契機になるのではないかと思っている。そのような活動を通じ、支援だけではなく、介護予防活動も充実していく必要があり、これは活動を広げながら積極的に区民に周知していきたい。

また、今回、大きいポイントになっている点として、医療機関や介護、薬局等事業者との連携である。このような機関も区を取組を周知し支援につなげるためのチャンネルになるという認識があるため、連携しながら区の施策をしっかりと伝えていきたい。

(会長)

生活支援コーディネーターの配置についても新しい取組をされている。また、地域包括支援センターの窓口を前に出してキャッチできるような仕組みにしていこうという点が練馬区としてのポイントではないのか。これらの点についてもご説明されたほうが良いと思う。

(高齢者支援課長)

生活支援コーディネーターについては、社会福祉協議会の協力を得て、地域の方々をボランティア活動につなぎ、さらに地域で活動している団体同士の顔の見える関係づくりも進めているところである。第7期計画でお示ししている通り、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの連携を進め、地域の方を、いわゆるフォーマルなサービスだけではなく、インフォーマルなサービスにつなぐという活動もしている。これらも区を取組をつなげる大きなチャンネルであると認識している。

また、地域包括支援センター、訪問支援事業等も含めた連携を進め、区の施策をきちんと伝えていく必要がある。

(委員)

大泉地区では、施設の中にあった地域包括支援センターが街かどケアカフェと合わせて移設されたり、ふきのとう支所が大泉北出張所跡施設に移設されたりしていると聞いている。地の利もあり、場所によっては行きにくいところもあるかと思うので、例えば郵便局の中で一日地域包括支援センターを設置する等、のぼりでも立てて実施する等、具体的な施策があればよいと思う。

(会長)

ご意見としてお聞きする。

(委員)

周知についてであるが、地域包括支援センターについては、現在でもそれぞれの支所が区とタイアップしていろいろ努力していると思う。あとは、地域の力、自治会、町会、老人会等からの口コミで広げていただくのが一番良いかと思う。

(委員)

1 点意見がある。

平成 20 年から見守り訪問事業が練馬区で始まっているが、私は平成 16 年から平成 21 年 3 月まで電話訪問員を務め、その後、現在まで見守り訪問員を継続して務めている。常々もっとたくさんの方が見守り訪問員になったら良いのにと思っている。区として訪問支援事業に力を入れるとなると、よりたくさんボランティアが増えないと成り立たないのではないかと思う。

サービスの周知も大切であるが、一人でも多くの方がボランティアに携わるように、ボランティアになろうという人たちを増やすことに焦点を絞っていただきたい。

(会長)

担い手、特に住民の担い手を増やしていくことへの意見があったが、区として何か意見あるか。

(高齢者支援課長)

見守り訪問の協力員としてご協力いただき、感謝申し上げます。

今回の計画でも、これから増加する高齢者を支えていくためには、地域全体で見守り支え合うという体制づくりを推進することについて施策の一つに掲げている。これまでの見守り訪問員も、新たに訪問支援員と位置づけ、引き続き地域で見守る体制をつくっていききたいと思う。

そのボランティアも含めた人材の確保についてであるが、ご自身の健康づくりも含め、区民に積極的にご参加いただきたいという声もいただくところである。これからは、区としても、地域づくりを進めていくために、周知していかなければいけないと思っている。

例えば、認知症の理解を深めていくという認知症サポーター養成の取組では、区で 2 万人以上が養成講座を受講していただいている。この修了者に区の事業への参加を呼びかけていく等々を進めていき、地域活動に参加されるきっかけを作っていきたい。

引き続き、地域の支え合いを進めていければと考えている。

(会長)

社会福祉法 第 106 条の 3 には、「市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」とある。住民と共に進めていくには、行政、社協も含め、バックアップをしていくことが規定されているため、それが問われるということである。そうでないと、住民に丸投げとなってしまうため、検討いただきたい。

次に、介護保険課長から案件（2）その他について区から説明願う。

(介護保険課長)

【資料 4 の説明】

(会長)

本日の案件は全て終わりである。最後に部長から一言お願いする。

(高齢施策担当部長)

本日もたくさんご意見いただき、感謝申し上げます。

今回は、第7期計画の案も大詰めを迎えたということと、保険料の設定についてご説明をし、ご意見を伺ったところである。

保険料については、認定者の増加や制度改正の対応で上昇は避けられないが、練馬区として負担割合、料率の見直し、準備基金の投入等を行い上昇抑制の努力を行ったところである。これらについては、これからも続けていきたいと思う。

この後は議会審議を残すのみであるが、ここまで来られたのも皆様のご提案とお力添えのおかげである。改めて感謝申し上げます。

周知についてもさまざまご意見を頂戴したが、会長からもあったように、計画を根拠にいかに行き届いていくかがこれからの我々の役目だと思っている。新たな課題も出てくると思うが、改善すべきところはしっかり改善して地域包括ケアを確かなものにしていきたいと思う。

(会長)

以上で、第13回練馬区介護保険運営協議会を終了する。